

《鳴門市農業委員会 7月総会 議事録》

開催日時 令和3年7月27日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸頭	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	9番	谷口 清美	10番	中井 弘
11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子	13番	林 博子
14番	平瀬 惣一	15番	廣瀬 元則	16番	藤江 厚子
17番	藤本 詳治	18番	増金 義文	19番	松浦 秀樹
20番	向 栄治				

欠席委員 8番 竹村 昇

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
	所有権移転	1件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	9件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③使用貸借解約について	1件
④農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
⑤地目照会について	3件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年7月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している
ことをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、12番 林 恭子 委員、13番 林 博子 委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
所有権移転 1件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番の案件について地元委員さんご意見をお願いいたします。

高田委員 7番。借人は現在、里浦町でかんしょを栽培している農業法人です。
申請地についてはこれまでかんしょを栽培しており、取得後も同様にかんしょを栽培する計画です。
できたばかりの法人ですが、適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。
次に『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
まず申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

廣瀬委員 15番。申請地は、牛屋島橋から南に位置する農地です。
譲渡人は県外に住んでおり自ら耕作することはできず、借り手もない状態で長年に渡り手入れが行き届かない状況でしたが、相手方の要望により、この度、申請地に太陽光発電設備を設置することになり、今回の申請になりました。
事業計画では、整地した後、碎石を敷き、周囲に畦畔及びフェンスを新設することで被害防除を図ります。排水については雨水のみであり、地下浸透処理とする計画です。
隣接地に農地はありますが、周辺の農地に被害を及ぼさないよう、注意を払い工事をいたします、以上により許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、牛屋島橋から南へ約350mに位置しており、周囲を住宅や寺院等に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

なお、申請地の内「89番2」は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。

事業計画では、ソーラーパネルを204枚設置49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年5月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約は翌月になされております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号2番及び3番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

小川委員 5番。申請地は、明神集会所から西に位置する農地です。

譲受人は、分譲宅地の開発を行う業者です。自社敷地が手狭になったため資材置場を探していたところ、申請地の管理に困っていた譲渡人との間で売買の話がまとまり、今回の申請となりました。

事業計画では、山土にて盛土を行い、周囲を土羽止めして被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、明神集会所から西へ約630mに位置しており、県道瀬戸撫養線と明神川に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

資金計画も妥当であり、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号2番及び3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号2番及び3番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

井上委員

3番。申請地は、極楽寺から南西に位置する農地です。
譲受人は、申請地の近くで牧場を経営しています。牧場を整地する際に発生する残土を申請地の南側の土地に積んでいたところ、譲渡人から申請地側にも残土を積んで欲しいと要望されました。残土の搬入は既に終わっており、本申請により適法状態とするものです。
事業計画では、整地のみ行います。排水については雨水のみであり、地先水路に放流することについて地元水利組合の同意を得ていますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、極楽寺から南西へ約330mに位置しており、周囲を山林に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
本件の経緯について少し説明しますと、譲受人が自社牧場を整地する際に発生する残土を申請地の南側の土地に積んでいたところ、申請地と南側の土地を隔てるコンクリート塀が残土に押されて倒れるのではないかと心配した譲渡人から、申請地側にも残土を積んで欲しいと要望があったため、今回申請となりました。当初、譲渡人は土地を手放す気はなかったのですが、残土が入っていくうちに気が変わり、管理の行き届いていない農地だったこともあって譲渡人が売却することを決め、今回の申請となりました。
残土の搬入は既に終わっているため、本申請により適法状態とするものです。なお、本申請にあたり、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。
申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号4番については原案通り承認することといたします。
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明 1件 >
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

藤本委員 17番。本申請については、申請地が複数地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。
申請者は大津町でかんしょを生産する農家です。
申請地にはかんしょが作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようですので、申請番号1番については原案どおり許可することといたします。
以上で議案第4号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 5. 報告事項 15件 >

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	9件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③使用貸借解約について	1件
④農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
⑤地目照会について	3件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。
それでは、これをもちまして令和3年7月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 14時31分

令和3年7月27日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 林 恭 子

議事録署名者 林 博 子